

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案要綱

第一 漁業法の一部改正

一 指定漁業の許可等の適格性要件の見直し

指定漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）についての適格性を有する者に該当しない事由として、その申請に係る漁業を営むに足りる資本を有しないことに加え、その他の経理的基礎を有しないことを追加すること。

（第五十七条第一項関係）

二 試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等

（一） 指定漁業の許可等をしなければならない申請に係る船舶の隻数が、あらかじめ公示した船舶の隻数を超える場合には、漁業生産力の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究又は新技術の企業化のために使用する船舶に係る申請については、現に当該指定漁業の許可等を受けている者の申請に次いで、他の申請に優先して許可等をしてなければならないこととすること。

（二） （一）の申請に基づく指定漁業の許可等を受けている者については、指定漁業の許可等の更新に当たり、新技術の企業化により実績者と同程度の漁業生産を確保することが可能となったものとして農林水

産省令で定める基準に適合する者に限り、現に当該指定漁業の許可等を受けている者に含めることとする。

(第五十八条の二第三項関係)

(三) 農林水産大臣は、(一)の申請に係る船舶の隻数が、あらかじめ公示した船舶の隻数から現に当該指定漁業の許可等を受けている者の船舶の隻数を差し引いた隻数を超える場合には、(一)にかかわらず、試験研究又は新技術の企業化の内容が漁業生産力の発展に寄与する程度を勘案して許可等の基準を定め、これに従って許可等をしなければならないこととする。

(第五十八条の二第五項関係)

三 漁業調整に関する罰則の強化

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができるとともに、その違反に対する罰則を整備すること。

(第六十五条第一項及び第三百三十八条関係)

四 漁業監督公務員の捜査協力及び権限行使区域の見直し

- (一) 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができるとし、この場合においては、当該漁業監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。
- (第七十四条の二第一項関係)

- (二) 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、特定の事件につき、漁業監督官の協力を申請することができるとし、この場合においては、農林水産大臣は、適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力させるものとする。
- (第七十四条の二第二項関係)

- (三) 漁業監督吏員は、捜査のため必要がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができることとする。

(第七十四条の三関係)

五 その他

この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて、専ら漁業に従事するもの、漁

獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの等に該当するものをいうこととすること。

(第二条第三項関係)

第二 水産資源保護法の一部改正

農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならぬこととすることができるとともに、その違反に対する罰則を整備すること。

(第四条第一項及び第三十六条関係)

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の一については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条)

二 その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の規定を整備すること。